

消せるボールペンで書かないでください。補記事項(有・無)

# 離婚届

令和 4 年 2 月 1 日届出  
(あて先)

福岡市〇△区 長

住所を定めた年月日(記入の必要はありません)  
SHR 夫  
SHR 妻

届書中字加入  
届書中字削除  
署名 福岡太郎  
署名 福岡子

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日 第 号				
送付 令和 年 月 日 第 号	長				
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票 附票	住民票	通知

(フリガナ)	フク オカ	タ ロウ	フク オカ	ケイ コ
氏名	夫 氏 福岡 太郎	妻 氏 福岡 慶子		
生年月日	昭和 平成 51年 5月 3日	昭和 平成 54年 7月 9日		
住所	福岡市中央区天神一丁目 8番地 1-101号 (方書き…アパートやマンション等の建物の名称) ○○アパート	福岡市東区箱崎2丁目 54番地 1-101号 (方書き)		
本籍	福岡市南区塩原三丁目25番地			
筆頭者の氏名	福岡 太郎			
父母及び養父母の氏名	夫の父 山川 一郎	続き柄 長男	妻の父 博多 正治	続き柄 二女
母の続き柄	母 福岡 百合子	続き柄 長男	母 博多 優子	続き柄 二女
養父母の氏名	養父 福岡 和夫	続き柄 養子	養母	続き柄 養女
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	令和 年 月 日成立 令和 年 月 日確定	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決	令和 年 月 日成立 令和 年 月 日確定
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	右側の記入例をご確認ください		
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 福岡 春樹	妻が親権を行う子 福岡 夏子		
同居の期間	昭和・令和 26年 4月 から 平成 3年 12月 まで (同居を始めたとき)	昭和・令和 3年 12月 まで (別居したとき)		
別居する前の住所	<input checked="" type="checkbox"/> (夫) の住所と同じ 番地 番 号 (方書き…建物の名称)			
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯			
夫妻の職業	(国勢調査の年 令和7年の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業			
その他	<input type="checkbox"/> 新・復する戸籍確認済 <input type="checkbox"/> 新本籍は街区符号である 保険証・年金・口頭 他( ) 不要 他( )			
届出人署名	夫 福岡 太郎 印	妻 福岡 慶子 印		
連絡先	電話(090) 1234 - 5678 (妻) 自宅・携帯・勤務先・その他( )			

## 記入の注意

【お願い】戸籍届出の際に窓口にお越しの方の本人確認を行いますので、運転免許証やパスポートなど本人が確認できるものをお持ちください。

- ◎鉛筆や消えやすい(消せる)インクで書かないでください。◎文字は、略さず正確に書いてください。
- ◎届書は福岡市の区役所・出張所に提出する場合は1通で結構です。
- ◎そのほかに必要なもの
  - ・調停離婚のとき→調停証書の謄本
  - ・審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
  - ・和解離婚のとき→和解調書の謄本
  - ・判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書
  - ・認諾離婚のとき→認諾調書の謄本

- ◎外国人の方の届出については、必要書類等を提出される市区町村役場にあらかじめお尋ねください。
- ◎協議離婚の場合、成年者2名の証人が必要です。父母、その他の親族の方でも結構です。

証人(協議離婚のときだけ必要です)	
署名 (※押印は任意)	福岡 和夫 印
生年月日	明治 昭和 大正 平成 25年 8月 10日
住所	福岡市城南区鳥飼六丁目 1番地 1号 (方書き…アパートやマンション等の建物の名称)
本籍	熊本県八代市松江城町 1番地 25番
署名	西 三郎 印
生年月日	明治 昭和 大正 平成 元年 1月 8日
住所	福岡市博多区博多駅前 二丁目 9番地 3-201号 (方書き…アパートやマンション等の建物の名称) △△マンション
本籍	福岡市東区箱崎二丁目 54番地

署名は必ず本人が自署してください。

◎□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

①婚姻前の氏にもどり、婚姻前の戸籍に復籍する。  
※「もとの戸籍(婚姻前の戸籍)が、除籍の場合は、「新しい戸籍をつくる」こととなります。

婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
福岡市早良区百道二丁目1番地	(よみかた) はかた まさじ 筆頭者の氏名 博多 正治

②婚姻前の氏にもどり、新しい戸籍をつくる。

婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
福岡市東区箱崎二丁目54番地	(よみかた) はかた けいこ 筆頭者の氏名 博多 慶子

③婚姻中の氏を称し、新戸籍を編製する。

※婚姻前の氏にもどらない場合は、離婚届とともに「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出してください。

婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 妻 は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
何も記入しないでください。	
番地 番	(よみかた) 筆頭者の氏名

◎届け出られた事項は、人口動態調査(統計・厚生労働省所管)にも用いられます

住民異動届について

- ◎住所が変わる方は、別に住民異動届(転入届・転居届・世帯変更届など)の手続きが必要となります。
- ◎市外からの転入の場合は、旧住所地の市区町村役場から「転出証明書」を取り寄せて新住所地の区役所・出張所で転入届をしてください。
- ◎福岡市内間の異動は、新住所地の区役所・出張所だけで届出ができます。(転出証明書は必要ありません。)

必ず A3 サイズでプリントアウト

◎署名は婚姻中の氏名で

◎平日の昼間(役場の執務、)

電話番号をお書きく